

行政事業レビューシート (国土交通省)						
予算事業名	譲渡線建設費等利子補給事業		事業開始年度	昭和47年度		作成責任者
担当部局庁	鉄道局		担当課室	財務課		課長 松本 年弘
会計区分	一般会計		上位政策	鉄道網を充実・活性化させる		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	—		関係する計 画、通知等	—		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	(独)鉄道・運輸機構又は旧日本鉄道建設公団が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	旧日本鉄道建設公団又は鉄道・運輸機構が、三大都市圏における鉄道の新線建設又は大改良を行った後、鉄道事業者に譲渡又は引き渡した路線について、旧公団又は機構がその建設費用にあてるために調達した借入金等の支払利子の一部を補給するもの					
実施状況	補給対象 H19 } H20 } 3線(東葉高速線、千葉急行線、北神急行線) H21 } H22 }					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	743	743	328	328	328
	執行額	743	743	328		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	—	—	—		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	本補給金は、(独)鉄道・運輸機構[建設勘定]が既に支払った借入金等の利子の一部を補給するものであるが、同補給金の申請時に、書類審査を実施し、当該利子の支払先、金利等を確認している。				
	見直しの 余地	本補給金の額については過去に借り入れた借入金の借換に係る金利により機械的に決まるものである。なお、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月18日閣議決定)により、新たな路線の建設には着手しないこととされている。 (20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 本事業(P線制度)は平成13年12月以降は新規採択を行わないこととしている。現在の利子補給金は、過去に破綻処理した鉄道事業者(P線制度を活用した東葉高速鉄道、千葉急行及び北神急行)の債務に係る利子を補給する義務的経費であり、本補給金を廃止した場合、当該利子の支払いができなくなるため、継続する必要がある。しかしながら、現在対象となっている路線の債務の償還が終了した際には、事業を廃止することとする。				
予算 監視 の・効 率化	【現状維持】 本補給金の額については借入金の借換に係る金利により機械的に決まるものであるため、現状維持とする。					
補 記	【予算科目】 ・058 鉄道網整備推進費 ・95 鉄道網の充実・活性化の推進に必要な経費 ・95063-2405-16 譲渡線建設費利子補給金	(21年度予算額) 328百万円	(21年度決算見込額) 328百万円			

国土交通省
328百万円

〔(独)鉄道・運輸機構又は旧日本鉄道建設公団が建設又は大改良を行い、
譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給〕



〔補助〕

A. (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
328百万円

〔鉄道事業者に譲渡又は引き渡した路線について、旧公団又は機構がその
建設費用にあてるために調達した借入金等の支払利子の一部を補給するもの〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	東葉高速線に係る借入金等の利子の支払い	179			
	北神急行線に係る借入金等の利子の支払い	112			
	千葉急行線に係る借入金等の利子の支払い	37			
計		328	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0